

半田市職員互助会補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、半田市職員互助会条例(昭和41年半田市条例第16号)第2条の規定により、半田市職員互助会(以下「互助会」という。)に対し交付する補助金について必要な事項を定めるものとする。

(補助金の額)

第2条 補助金の額は、次の区分により算出するものとし、予算の範囲内で市長が定める。

- (1) 通常交付金 会員1人当たり年4,800円以内
- (2) 特別交付金 職員を対象とする生命保険及び損害保険の事務手数料並びに自動販売機手数料の総額の80パーセント以内

(交付申請)

第3条 互助会は、補助金の交付の申請をしようとするときは、事業計画書、収支予算書その他必要な書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第4条 市長は、前条の申請があった場合は、必要な審査を行い、適当と認めるときは、補助金の交付を決定するとともに、その旨を互助会に通知するものとする。

(交付請求)

第5条 互助会は、前条に規定する交付決定を受けたときは、速やかに補助金の交付請求を市長に対し、行うものとする。

2 互助会は、前項の交付請求を複数回に分割して行うことができる。

3 市長は、前2項の交付請求があったときは、速やかに補助金の交付を行うものとする。

(実績報告)

第6条 互助会は、補助金の交付の決定に係る事業年度が終了したときは、事業報告書及び収支決算書を市長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第7条 市長は、互助会が次の各号の一に該当すると認めるときは、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) この要綱の規定に違反したとき。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。